ハ　六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八
ニ　一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七
ホ　二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六
ヘ　三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五
ト　五億円を超える部分の金額については百分の四

三　前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○内閣府告示第五百三十六号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に、「太陽石油株式会社東燃ゼネラル石油株式会社」を「太陽石油株式会社」に、「ＪＸエネルギー株式会社」を「ＪＸＴＧエネルギー株式会社」に改める。

○内閣府告示第五百三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和五十五年科学技術庁通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　原子力発電施設等　令第五十一条第一項第二号に規定する原子力発電施設等をいう。	一　令第五十一条第二号に規定する原子力発電施設等をいう。
［二～七　略］	［二～七　同上］
八　緊急時対策調査・普及等事業　緊急時における住民の安全の確保に関する調査（第十号に掲げるものを除く。）に係る事業並びに緊急時における安全の確保に係る知識の住民に対する普及に係る事業及び緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得に係る事業（実地に行うものを含む。）をいう。	八　緊急時対策調査・普及等事業　緊急時における住民の安全の確保に関する調査に係る事業並びに緊急時における安全の確保に係る知識の住民に対する普及に係る事業及び緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得に係る事業（実地に行うものを含む。）をいう。
九　［略］	九　［同上］
十　避難経路充実強化等調査事業　災害対策基本法第二条第十号に掲げる地域防災計画に位置付けられた緊急時における避難経路の具体化・充実化等の検討に係る調査研究事業をいう。	［号を加える。］
十一　使用開始予定時期　第六条第一項の規定により提出された同項第二号の原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等概要説明書に記載された当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用開始予定年月をいう。	十　使用開始予定時期　第六条第一項の規定により提出された同項第二号の原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等概要説明書に記載された当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の使用開始予定年月をいう。